

# 高梁川流域7市3町 公立図書館相互利用



## はじめて利用する方へ

資料を借りる時には、「利用者カード」が必要です。 高梁川流域7市3町(総社市、早島町、倉敷市、矢掛町、 井原市、浅口市、里庄町、笠岡市)に在住の方に発行し ます。

※高梁市在住の方は、通常の利用者カードが作れます。

「利用者カード申込書」を記入し、名前・住所が わかるもの(運転免許証・マイナンバーカード・保 険証・学生証など)を添えてカウンターに お出 しください。

- ※小学生以下の方は、保護者と一緒にお越しください。 ※再発行手数料は50円です。
  - 紛失·破損等にお気をつけください。
- ※住所·電話番号等に変更があれば、図書館までお知らせください。

### 読書通帳機 (中央のみ)

銀行の通帳のように図書館資料の貸出履歴を記録できます。

読書通帳機は中央図書館にのみありますが、 中央図書館以外で借りた履歴も6ヶ月以内で あれば印字できます。

\*\*\* 図書館からのお願い \*\*\*



図書館の資料は 大切に扱いましょう



館内は禁煙です



携帯電話·スマートフォン等の 通話はご遠慮ください。

お問い合わせ先

#### 新見市立中央図書館

TEL: 0 8 6 7 - 7 2 - 2 8 2 6

メール: nm-lib@city.niimi.lg.jp

### 貸出

借りたい資料と利用者カードをカウンターへお出し ください。

5 冊まで 2 週間 (新着図書・雑誌・マンガ・視聴覚資料は 貸出できません)

次に予約の入っていない資料は貸出期間を一度 だけ延長できます。(返却日3日前から) 延長は、カウンター・電話・ホームページから お申し込みください。

督促資料がある時は、貸出·延長ができません。 ※予約はお受けできません。

## 返却

借りた資料をカウンターへお返しください。 利用者カードは不要です。

- ※流域内の公共図書館であれば、どの図書館のカウンターでも返却できます。その場合、必ず「相互利用の返却」とお伝えください。「返却資料票」に記入をお願いします。
- ※新見市立図書館に届くまで返却にはなりません。

### レファレンスサービス

本を探しているときや調べたいことがあるときは、 お気軽に職員にお尋ねください。

図書館の資料を使って、調査:研究のお手伝いを します。

### 複写サービス (中央のみ)

図書館の資料を著作権の範囲内でコピーできます。

白黒コピー 1枚 20円 カラーコピー 1枚 100円

